

規則の一部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

現在、2年毎に出力している医療証の有効期間「8月1日～2年後の7月31日」を令和7年度から「10月1日～2年後の9月30日」に変更するにあたり、「横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則」の一部改正を改正します。

2 改正の概要

別紙「新旧対照表」参照

3 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局医療援助課 重度障害者医療費助成担当 あて
電話番号：045-671-4115

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。